

無料法律相談

- ▶日時・場所 ①鉄南ふれあいセンターでの相談…7月21日(土) 9時30分～12時、②弁護士事務所での相談…日時は市民サービスグループにお問い合わせください
- ▶内容 交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題
- ※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。
- ▶担当弁護士 星 三郎 弁護士
- ▶定員 各6人(申込順)
- ▶申込期限 6月29日(金)

くらしの無料相談

- ▶日時 6月23日(土) 9時30分～12時
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶内容 相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類の相談
- ▶定員 10人(申込順)
- ▶申込期限 6月22日(金)
- ※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

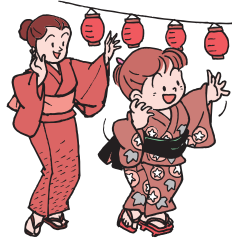
そのほかの相談

市民生活や消費生活に関する相談も随時、市民サービスグループで受け付けています。

なお、消費生活に関する相談は、登別消費者協会(労働福祉センター内・☎8307)でも受け付けています。



申し込み・問い合わせ
市民サービスグループ
(☎851855)



- ▼日時 6月27日(水) 18時～
 - ▼場所 市民会館中ホール
 - ▼参加料 無料
 - ▼問い合わせ のぼりべつ豊水まつり実行委員会・山本さん(☎3102)
- 『豊水トントン』踊りの講習会に参加しませんか
- 登別を代表する夏のイベント『のぼりべつ豊水まつり』が7月14日(土)15日(日)に開催されます。今年も1日目の夜を彩る市民踊り『豊水トントン』(賞金や賞品など多数用意しています)を行いますので、ぜひ講習会に参加してください。

平成19年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の方は、平成19年度の介護保険料が、被保険者の所得や課税状況により次の通りとなります。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方	21,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	21,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	31,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる方	42,000円
	第4段階のうち、第1・第2段階からの激変緩和措置対象者(※)	34,800円
第5段階	第4段階のうち、第3段階からの激変緩和措置対象者(※)	38,200円
	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	52,500円
	第5段階のうち、第1・第2段階からの激変緩和措置対象者(※)	42,000円
第5段階	第5段階のうち、第3段階からの激変緩和措置対象者(※)	45,300円
	第5段階のうち、第4段階からの激変緩和措置対象者(※)	48,700円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	63,000円

(※) 昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対しての市・道民税の非課税措置が平成18年度から廃止となりました。このことにより、介護保険料の所得段階が上がる方の負担増を緩和するため、平成18年度と平成19年度において激変緩和措置がとられています。

介護保険料の支払方法は、公的年金などから天引きする『特別徴収』と、納入通知書で納める『普通徴収』があります。原則として、公的年金などの年間受給見込み額が18万円以上の方は『特別徴収』となり、そのほかの方は『普通徴収』となります。『普通徴収』の方には7月に納入通知書を発送します。年度の途中で65歳になられた方、または市内に転入をされた方などは、年金の年間受給見込み額が18万円以上の方でも当分の間『普通徴収』となりますが、順次『特別徴収』に移行します。

問い合わせ 高齢・介護グループ (☎85720)